

奈良県プレミアム商品券発行事業事務局運営業務委託 公募型企画提案 質問回答書

ご質問 1	回答 1
公告 第 3 「公募型企画提案に参加する者に必要な資格」 5 ISO/IEC27001、ISMS 認証、プライバシーマーク等の第三者認証を取得又は個人情報の保護に関する法律に則った個人情報の取り扱い方針（個人情報保護方針、プライバシーポリシーなど）を定めていること。とありますが、別紙 1 「業務委託セキュリティ対策チェックシート」には委託対象業務を含む範囲において、ISMS 認証を取得していることとあります。ISMS を取得していない場合は応札できないということでしょうか。	本公募型企画提案への参加資格については、公告第 3 に記載のとおりとなります。したがって、ISO/IEC27001、ISMS 認証、プライバシーマーク等の第三者認証の取得や個人情報の保護に関する法律に則った個人情報の取り扱い方針（個人情報保護方針、プライバシーポリシーなど）を定めていることを満たしていれば企画提案の参加が可能です。なお、別紙 1 「業務委託セキュリティ対策チェックシート」は県が委託事業者のセキュリティ対策の実施状況を確認するために報告を求めているものとなります。実施状況に応じ協議の上、可能な範囲でセキュリティ対策の実施について検討していただきます。
ご質問 2	回答 2
提出書類のそれぞれの様式で印のマークの無いものは押印不要の認識で問題ないでしょうか。また、ほかに押印の必要な提出書類はございますか。	ご認識のとおりです。公募型企画提案における提出書類については押印不要です。
ご質問 3	回答 3
企画提案書の様式は任意とありますが、縦横の指定、ページ数制限、文字のフォントサイズの指定もなしてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。指定はございませんが、企画提案を実施する上で適切なページ数、フォントサイズで作成し、提出してください。
ご質問 4	回答 4
7 月 2 8 日に実施予定の選定委員会におけるプレゼンテーションについて、事業者側の参加人数の指定・参加者の制限などはございますでしょうか。	参加人数については、4 人までとします。 参加者については、参加申込書の提出者となります。（法人にあっては、当該法人に属する者）

奈良県プレミアム商品券発行事業事務局運営業務委託 公募型企画提案 質問回答書

ご質問 5	回答 5
プレゼンテーション当日に提案書記載の資料について、拡大版の資料を別途用いて説明することは可能でしょうか。	プレゼンテーションについて、拡大版を含め追加資料の持ち込みはできません。
ご質問 6	回答 6
契約書第 9 条に、業務実施計画書を契約締結後 1 4 日以内に提出するとありますが、仕様書（p7）には業務計画書を契約締結後 7 日以内に提出と記載があります。どちらの内容が正しいかご教示ください。	契約締結後 1 4 日以内の提出となります。修正後の仕様書を H P に掲載しておりますので、ご確認ください。
ご質問 7	回答 7
契約書第 3 8 条に記載の日付は、契約書締結日になりますでしょうか。違う場合はいつになるのか、理由とあわせてご教示いただけますでしょうか。	ご認識のとおりです。
ご質問 8	回答 8
履行場所について、事務局は県との協議、連絡調整を円滑に行えることを前提に、奈良県外での設置でも問題はないでしょうか。（仕様書 P1）	ご認識のとおりです。
ご質問 9	回答 9
販売スケジュール（案）について、抽選期間が「和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）」までとなっております。記載誤りかと思いますが、『令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）』でよろしいでしょうか。（仕様書 P2）	ご認識のとおりです。修正後の仕様書を H P に掲載しておりますので、ご確認ください。
ご質問 1 0	回答 1 0
1 世帯あたり最大 5 口まで購入可能とありますが、世帯人数に関わらず、1 世帯最大 5 口まで購入可能という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

奈良県プレミアム商品券発行事業事務局運営業務委託 公募型企画提案 質問回答書

(単身世帯、複数世帯問わず５口まで購入可であるか) (仕様書 P2)	
ご質問 Ⅰ Ⅰ	回答 Ⅰ Ⅰ
プレミアム商品券利用可能店舗には表Ⅰの広報物をすべて配布することとありますが、県支援窓口用ポスター（２種）・申請方法の手引きについても同封が必要ということでしょうか。 利用可能店舗へ県民に配布した物を伝えておきたいということであれば、県民への配布物まとめ一覧表などでよろしいでしょうか。 (仕様書 P3)	表Ⅰの配布先の欄に「プレミアム商品券利用可能店舗」と記載のある広報物（チラシ、ステッカー、利用可能店舗用ポスター）については、利用可能店舗数の変動に応じて、すべて「プレミアム商品券利用可能店舗」へ配布を行う必要があります。なお、県支援窓口用ポスター（２種）と申請方法の手引きは「プレミアム商品券利用可能店舗」と異なる県指定の配布先に配布してもらいます。また、その他の広報物の配布については、提案によります。
ご質問 Ⅰ Ⅱ	回答 Ⅰ Ⅱ
成果物の納入で広報コンテンツ一式について、契約締結後Ⅰ４日以内の提出とありますが、初稿の提出がⅠ４日以内という認識でよろしいでしょうか。(仕様書 P8)	ご認識のとおりです。ただし、広報コンテンツの素案を作成し、事前に県と協議を行ったうえで、初稿の提出をおこなってください。初稿提出後、県から修正指示がある場合は、迅速な対応をお願いします。
ご質問 Ⅰ Ⅲ	回答 Ⅰ Ⅲ
申請・利用方法の説明動画の作成は、②申請・利用方法説明業務にあたるため、成果物の提出期日の広報コンテンツ一式に含まれないという認識でよろしいでしょうか。(仕様書 P8)	ご認識の通りです。なお、申請操作方法の説明動画については８月下旬を目安として提出をお願いします。
ご質問 Ⅰ Ⅳ	回答 Ⅰ Ⅳ
申請フォームは県にて作成、その他のフォーム（問い合わせフォーム等）は受注者にて作成とありますが、問い合わせフォーム等は奈良スーパーアプリにて作成するという理解でよろしいでしょうか。(仕様書 P4)	ご認識のとおりです。

奈良県プレミアム商品券発行事業事務局運営業務委託 公募型企画提案 質問回答書

ご質問１５	回答１５
奈良スーパーアプリのライセンスは受注者側に最大いくつ用意いただける想定でしょうか。	貸与するライセンスの最大数は想定しておりません。受注者決定後、提案のあった審査業務の人員体制に基づき、県が必要と認める数のライセンスを貸与します。
ご質問１６	回答１６
受注者が奈良スーパーアプリを用いて申請受付、管理、審査等を実施するにあたり、受注者に付与される操作権限、アカウント数、利用環境、テスト環境の有無をご教示ください。	受注者に付与される操作権限については、申請受付、管理、審査等を実施するために必要な権限を付与します。 アカウント数については、受注者決定後、提案のあった審査業務の人員体制に基づき、県が必要と認める数のライセンスを貸与します。 利用環境は、別記４「奈良スーパーアプリ利用要綱－委託事業者向け－（令和７年６月２６日施行）」第５条に基づきます。 テスト環境については、提供を予定しています。
ご質問１７	回答１７
県外在住者、世帯主以外、重複申請等の判定について、奈良スーパーアプリによる自動識別後に受注者が目視確認・判断する範囲、県に確認すべき範囲をご教示ください。	①奈良県在住者以外からの申請、②世帯主以外からの申請、③同一人物からの複数回の申請と判断される場合は、奈良スーパーアプリ内の機能で自動識別されます。①～③に該当し、自動識別される場合は、原則差し戻し（不受理）となります。ただし、想定外の事象の発覚により識別結果に疑義が生じる場合は、差し戻しを行う前に県と協議し、対応方針を決定したうえで、処理を行うようにしてください。